

**【表紙】**

【発行登録追補書類番号】 27-投法13-2  
【提出書類】 発行登録追補書類  
【提出先】 関東財務局長  
【提出日】 平成28年10月13日  
【発行者名】 イオンリート投資法人  
【代表者の役職氏名】 執行役員 塩崎 康男  
【本店の所在の場所】 東京都千代田区神田錦町一丁目2番地1  
【事務連絡者氏名】 イオン・リートマネジメント株式会社  
専務取締役兼財務企画部長 塚原 啓仁  
【電話番号】 03-5283-6360  
【発行登録の対象とした募集内国投資証券に係る投資法人の名称】 イオンリート投資法人  
【発行登録の対象とした募集内国投資証券の形態】 投資法人債券（短期投資法人債券を除く。）  
第2回無担保投資法人債（10年債） 10億円  
第3回無担保投資法人債（20年債） 10億円  
計 20億円

**【発行登録書の内容】**

(1) 【提出日】 平成27年8月21日  
(2) 【効力発生日】 平成27年8月29日  
(3) 【有効期限】 平成29年8月28日  
(4) 【発行登録番号】 27-投法13  
(5) 【発行予定額又は発行残高の上限】 発行予定額 15,000百万円

**【これまでの募集実績】**

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）
27-投法13-1	平成27年10月6日	2,000百万円	—	—
実績合計額（円）		2,000百万円 (2,000百万円)	減額総額（円）	なし

(注) 実績合計額は、券面総額又は振替投資法人債の総額の合計額（下段（ ）書きは発行価額の総額の合計額）に基づき算出しております。

【残額】（発行予定額－実績合計額－減額総額） 13,000百万円  
(13,000百万円)

(注) 残額は、券面総額又は振替投資法人債の総額の合計額（下段（ ）書きは発行価額の総額の合計額）に基づき算出しております。

(発行残高の上限を記載した場合)

該当事項はありません。

【残高】（発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額） ー円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【証券情報】

### 第1【内国投資証券（新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。）】

該当事項はありません。

### 第2【新投資口予約権証券】

該当事項はありません。

### 第3【投資法人債券（短期投資法人債を除く。）】

#### 1【新規発行投資法人債券（10年債）】

##### (1)【銘柄】

イオンリート投資法人第2回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）（以下「1 新規発行投資法人債券（10年債）」において「本投資法人債」といいます。）

##### (2)【投資法人債券の形態等】

###### ① 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

本投資法人債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号、その後の改正を含みます。以下「社債等振替法」といいます。）第115条で準用する同法第66条第2号の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた投資法人債であり、社債等振替法第115条で準用する同法第67条第1項の定めに従い投資法人債券を発行することができません。ただし、社債等振替法第115条で準用する同法第67条第2項に規定される場合には、本投資法人債の投資法人債権者（以下「1 新規発行投資法人債券（10年債）」において「本投資法人債権者」といいます。）はイオンリート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）に投資法人債券を発行することを請求できます。この場合、投資法人債券の発行に要する費用は本投資法人の負担とします。かかる請求により発行する投資法人債券は無記名式利札付に限り、本投資法人債権者は当該投資法人債券を記名式とすることを請求することはできないものとし、その分割又は併合は行いません。

###### ② 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

本投資法人債について、本投資法人は株式会社日本格付研究所（以下「JCR」といいます。）からAA-の信用格付を平成28年10月13日付で取得しています。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度を等級をもって示すものです。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではありません。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではありません。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれません。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動します。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。当該情報には、人為的、機械的又はその他の理由により誤りが存在する可能性があります。

本投資法人債の申込期間中に本投資法人債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ（<http://www.jcr.co.jp/>）の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」（<http://www.jcr.co.jp/release/>）に掲載されています。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性があります。その場合の連絡先は以下のとおりです。

JCR：電話番号03-3544-7013

##### (3)【券面総額】

本投資法人債についての投資法人債券は原則として発行しません。

なお、振替投資法人債の総額は金10億円です。

(4) 【各投資法人債の金額】

金1億円

(5) 【発行価額の総額】

金10億円

(6) 【発行価格】

各投資法人債の金額100円につき金100円

(7) 【利率】

年0.470パーセント

(8) 【利払日及び利息支払の方法】

- ① 本投資法人債の利息は、払込期日の翌日（この日を含みます。）から別記「1 新規発行投資法人債券（10年債）（9）償還期限及び償還の方法 ②」記載の償還期日（この日を含みます。）までこれをつけ、平成29年4月20日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年4月及び10月の各20日にその日までの前半か半分を支払います。ただし、半か年に満たない期間につき利息を支払うときは、その半か年間の日割をもってこれを計算します。
- ② 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げます。かかる繰り上げにより、利息の減額は行われません。
- ③ 償還期日後は本投資法人債には利息をつけません。ただし、本投資法人が、償還期日に本投資法人債の投資法人債要項に従った償還を怠ったときは、当該元本及び償還期日までの経過利息について、償還期日の翌日（この日を含みます。）から償還が実際に行われる日又は弁済の提供がなされた旨を公告した日から5銀行営業日を経過した日のいずれか早い方の日（この日を含みます。）までの期間につき、別記「1 新規発行投資法人債券（10年債）（7）利率」に定める利率による遅延損害金を支払います。

(9) 【償還期限及び償還の方法】

- ① 本投資法人債の償還金額は、各投資法人債の金額100円につき金100円とします。
- ② 本投資法人債の元金は、平成38年10月20日（以下「1 新規発行投資法人債券（10年債）」において「償還期日」といいます。）にその総額を償還します。
- ③ 本投資法人債を償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げます。
- ④ 本投資法人債の買入消却は、払込期日の翌日以降、別記「1 新規発行投資法人債券（10年債）（18）振替機関に関する事項」記載の振替機関が別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができます。

(10) 【募集の方法】

一般募集

(11) 【申込証拠金】

各投資法人債の金額100円につき金100円とします。  
申込証拠金は、払込期日に払込金に振替充当します。  
申込証拠金には利息をつけません。

(12) 【申込期間】

平成28年10月13日

(13) 【申込取扱場所】

別記「1 新規発行投資法人債券（10年債）（16）引受け等の概要」記載の各引受人の本店及び国内各支店

(14) 【払込期日】

平成28年10月19日

(15) 【払込取扱場所】

該当事項はありません。

(16) 【引受け等の概要】

本投資法人債の引受け等の概要は以下のとおりです。

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目 3番1号	500	1 引受人は、本投資法人債の全 額につき共同して買取引受を 行います。 2 本投資法人債の引受手数料は 各投資法人債の金額100円に つき金45銭とします。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 5番1号	300	
三菱UFJモルガン・ スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目 5番2号	200	
計	—	1,000	—

(17) 【投資法人債管理者又は投資法人債の管理会社】

該当事項はありません。

(18) 【振替機関に関する事項】

株式会社証券保管振替機構  
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(19) 【投資法人の登録年月日及び登録番号】

登録年月日：平成24年12月20日  
登録番号： 関東財務局長 第80号

(20) 【手取金の使途】

本投資法人債の払込金額の総額（1,000百万円）及び別記「2 新規発行投資法人債券（20年債）」記載のイ  
オンリート投資法人第3回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）の払込金額の総額  
（1,000百万円）の合計額から発行諸費用の概算額（40百万円）を減じた差引手取概算額（1,960百万円）は、  
平成28年10月20日に返済期限が到来する長期借入金（90億円）の返済資金の一部に充当する予定です。

(21) 【その他】

1. 投資法人債管理者の不設置

本投資法人債は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、その後の改正を含みます。以下「投信法」といいます。）第139条の8ただし書の要件を充たすものであり、本投資法人債の管理を行う投資法人債管理者は設置されておらず、本投資法人債権者は自ら本投資法人債を管理し、又は本投資法人債に係る債権の実現を保全するために必要な一切の行為を行います。

2. 財務代理人、発行代理人及び支払代理人

(1) 本投資法人は、株式会社みずほ銀行（以下「1 新規発行投資法人債券（10年債）」において「財務代理人」といいます。）との間に平成28年10月13日付イオンリート投資法人第2回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）財務及び発行・支払代理契約証書を締結し、本投資法人債の発行代理人及び支払代理人（別記「1 新規発行投資法人債券（10年債）」（18）振替機関に関する事項」記載の振替機関が定める業務規程に定義される発行代理人及び支払代理人をいいます。）としての事務その他本投資法人債に係る事務を財務代理人に委託します。

(2) 財務代理人は、本投資法人債権者に対していかなる義務又は責任を負わず、また本投資法人債権者との間にいかなる代理関係又は信託関係も有していません。

(3) 財務代理人を変更する場合には、本投資法人は予め別記「1 新規発行投資法人債券（10年債）」（21）その他 7. 投資法人債権者に通知する場合の公告の方法」に定める方法により本投資法人債権者に通知します。

3. 担保及び保証の有無

本投資法人債には担保及び保証は付されておらず、また本投資法人債のために特に留保されている資産はありません。

4. 財務上の特約

(1) 担保提供制限

本投資法人は、本投資法人債の払込期日以降、本投資法人債の未償還残高が存する限り、本投資法人が国内で既に発行した、又は国内で今後発行する他の無担保投資法人債（ただし、本投資法人債と同時に発行する

イオンリート投資法人第3回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）を含み、下記に定める担付切換条項が特約されている無担保投資法人債を除きます。）のために投信法及び担保付社債信託法（明治38年法律第52号、その後の改正を含みます。以下「担保付社債信託法」といいます。）に基づき担保権を設定する場合は、本投資法人債にも投信法及び担保付社債信託法に基づき、当該資産の上に同順位の担保権を設定します。なお、担付切換条項とは、純資産額維持条項等本投資法人の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約、又は本投資法人が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいいます。

(2) その他の特約

本投資法人債には担付切換条項等その他の財務上の特約は付されていません。

5. 担保権設定の手続き

別記「1 新規発行投資法人債券（10年債）（2 1）その他 4. 財務上の特約（1）担保提供制限」の規定により本投資法人債に担保権を設定する場合は、本投資法人は、ただちに登記その他必要な手続きを完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告します。

6. 期限の利益喪失に関する特約

(1) 本投資法人は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、本投資法人債権者からの書面による請求を受けた日から5銀行営業日を経過した日に、本投資法人債総額について期限の利益を喪失します。ただし、本投資法人が当該請求を受けた日から5銀行営業日以内に当該事由が補正又は治癒された場合はこの限りではありません。

①本投資法人が別記「1 新規発行投資法人債券（10年債）（9）償還期限及び償還の方法」の規定に違背し、5銀行営業日以内に本投資法人がその履行をしないとき。

②本投資法人が別記「1 新規発行投資法人債券（10年債）（8）利払日及び利息支払の方法」の規定に違背し、10銀行営業日以内に本投資法人がその履行をしないとき。

③本投資法人が別記「1 新規発行投資法人債券（10年債）（2 1）その他 4. 財務上の特約（1）担保提供制限」の規定に違背したとき。

④本投資法人が本投資法人債以外の投資法人債（当該投資法人債の元利金の返済及び附帯費用の支払原資が特定の資産及びその資産から得られる収益に限定され、本投資法人の有する他の資産には一切及ばない旨の特約が有効に契約されている投資法人債を除きます。）について債務不履行を理由として期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。

⑤本投資法人が投資法人債を除く借入金債務について債務不履行を理由として期限の利益を喪失したとき、又は本投資法人以外の者の発行する社債、投資法人債若しくはその他の借入金債務に対して本投資法人が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、以下の場合は、この限りではありません。

(a) 当該債務の合計額（外貨建ての場合はその邦貨換算後。なお、(b)に該当するものを除きます。）が10億円を超えない場合。

(b) 当該借入金債務又は保証債務の元利金の返済及び附帯費用の支払原資が特定の資産及びその資産から得られる収益に限定され、本投資法人の有する他の資産には一切及ばない旨の特約が有効に契約されている借入金債務又は保証債務である場合。

(2) 本投資法人は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、本投資法人債権者からの請求の有無にかかわらず、本投資法人債全額についてただちに期限の利益を喪失します。

①本投資法人が自らについて破産手続開始、民事再生手続開始若しくはその他適用ある倒産手続開始の申立てをし、又は解散（合併の場合を除きます。）の決議をしたとき。

②本投資法人が破産手続開始、民事再生手続開始若しくはその他適用ある倒産手続開始の決定、又は特別清算開始の命令を受けたとき。

③本投資法人が投資法人としての登録を取り消されたとき。ただし、合併による場合で、合併後の投資法人が本投資法人債上の債務全額を承継する場合は、この限りではありません。

④本投資法人の純資産の額が、投信法上の最低純資産額を下回り、内閣総理大臣から投信法第215条第2項に基づく通告を受けた場合で、当該通告に規定された期間内に治癒を図ることができなかったとき。

(3) 本投資法人債が前二号に従い期限の利益を喪失した場合には、本投資法人は遅滞なくその旨を別記「1 新規発行投資法人債券（10年債）（2 1）その他 7. 投資法人債権者に通知する場合の公告の方法」に定める方法により公告します。

(4) 期限の利益を喪失した本投資法人債の元利金は、ただちに支払われるものとします。

7. 投資法人債権者に通知する場合の公告の方法

本投資法人債に関して本投資法人債権者に対し公告を行う場合には、法令に別段の定めがあるものを除き、本投資法人の規約所定の方法によりこれを行います。

## 8. 投資法人債要項の変更

- (1) 本投資法人債の投資法人債要項に定められた事項（ただし、別記「1 新規発行投資法人債券（10年債）（21）その他 2. 財務代理人、発行代理人及び支払代理人（1）」、別記「1 新規発行投資法人債券（10年債）（21）その他 11. 一般事務受託者」乃至別記「1 新規発行投資法人債券（10年債）（21）その他 13. 資産保管会社」を除きます。）の変更は、法令に別段の定めがある場合を除き、投資法人債権者集会の決議を要します。ただし、かかる投資法人債権者集会の決議は、裁判所の認可を受けなければ、その効力を生じません。
- (2) 前号に基づき裁判所の認可を受けた投資法人債権者集会の決議は、本投資法人債の投資法人債要項と一体をなすものとします。

## 9. 投資法人債権者集会に関する事項

- (1) 本投資法人債及び本投資法人債と同一の種類（投信法第139条の7で準用する会社法（平成17年法律第86号、その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第681条第1号に定める種類をいいます。以下同じです。）の投資法人債（以下「1 新規発行投資法人債券（10年債）」において「本種類の投資法人債」と総称します。）の投資法人債権者集会は、本投資法人がこれを招集するものとし、投資法人債権者集会の日の3週間前までに投資法人債権者集会を招集する旨及び投信法第139条の10第2項で準用する会社法第719条各号所定の事項を別記「1 新規発行投資法人債券（10年債）（21）その他 7. 投資法人債権者に通知する場合の公告の方法」に定める方法により公告します。
- (2) 本種類の投資法人債の投資法人債権者集会は、東京都においてこれを行います。
- (3) 本種類の投資法人債の総額（償還済みの額を除きます。また、本投資法人が有する本種類の投資法人債の金額の合計額は算入しません。）の10分の1以上に当たる本種類の投資法人債を有する投資法人債権者は、法令に定める手続きを経たうえ、投資法人債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を本投資法人に提出して、本投資法人に対し、本種類の投資法人債の投資法人債権者集会の招集を請求することができます。

## 10. 投資法人債要項の公示

本投資法人は、その本店に本投資法人債の投資法人債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供します。

## 11. 一般事務受託者

### (1) 本投資法人債に関する一般事務受託者

#### ①本投資法人債を引き受ける者の募集に関する事務（投信法第117条第1号関係）

SMB C日興証券株式会社

みずほ証券株式会社

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社

#### ②別記「1 新規発行投資法人債券（10年債）（21）その他 2. 財務代理人、発行代理人及び支払代理人（1）」に定める財務代理人、発行代理人及び支払代理人に委託する発行及び期中事務（投信法第117条第3号及び第6号関係）

株式会社みずほ銀行

なお、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号。その後の改正を含みます。以下「投信法施行規則」といいます。）第169条第2項第4号に規定する投資法人債権者に対する利息又は償還金の支払に関する事務は、社債等振替法及び別記「1 新規発行投資法人債券（10年債）

（18）振替機関に関する事項」記載の振替機関が定める業務規程その他の規則に従って支払代理人及び口座管理機関を経由して処理されます。

#### ③本投資法人債の投資法人債原簿の作成及び備置きその他の投資法人債原簿に関する事務（投信法第117条第2号関係）

株式会社みずほ銀行

### (2) 本投資法人債に関する事務を除く一般事務受託者（投信法第117条第2号乃至第6号関係）

みずほ信託銀行株式会社

三菱UFJ信託銀行株式会社

三井住友信託銀行株式会社

## 12. 資産運用会社

イオン・リートマネジメント株式会社

## 13. 資産保管会社

三井住友信託銀行株式会社

## 2【新規発行投資法人債券（20年債）】

### (1)【銘柄】

イオンリート投資法人第3回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）（以下「2 新規発行投資法人債券（20年債）」において「本投資法人債」といいます。）

### (2)【投資法人債券の形態等】

#### ① 社債等振替法の規定の適用

本投資法人債は、その全部について社債等振替法第115条で準用する同法第66条第2号の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた投資法人債であり、社債等振替法第115条で準用する同法第67条第1項の定めに従い投資法人債券を発行することができません。ただし、社債等振替法第115条で準用する同法第67条第2項に規定される場合には、本投資法人債の投資法人債権者（以下「2 新規発行投資法人債券（20年債）」において「本投資法人債権者」といいます。）は本投資法人に投資法人債券を発行することを請求できます。この場合、投資法人債券の発行に要する費用は本投資法人の負担とします。かかる請求により発行する投資法人債券は無記名式利札付に限り、本投資法人債権者は当該投資法人債券を記名式とすることを請求することはできないものとし、その分割又は併合は行いません。

#### ② 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

本投資法人債について、本投資法人はJCRからAA-の信用格付を平成28年10月13日付で取得しています。JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度を等級をもって示すものです。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではありません。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではありません。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれません。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動します。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。当該情報には、人為的、機械的又はその他の理由により誤りが存在する可能性があります。

本投資法人債の申込期間中に本投資法人債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ（<http://www.jcr.co.jp/>）の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」（<http://www.jcr.co.jp/release/>）に掲載されています。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性があります。その場合の連絡先は以下のとおりです。

JCR：電話番号03-3544-7013

### (3)【券面総額】

本投資法人債についての投資法人債券は原則として発行しません。

なお、振替投資法人債の総額は金10億円です。

### (4)【各投資法人債の金額】

金1億円

### (5)【発行価額の総額】

金10億円

### (6)【発行価格】

各投資法人債の金額100円につき金100円

### (7)【利率】

年1.200パーセント

### (8)【利払日及び利息支払の方法】

- ① 本投資法人債の利息は、払込期日の翌日（この日を含みます。）から別記「2 新規発行投資法人債券（20年債）（9）償還期限及び償還の方法 ②」記載の償還期日（この日を含みます。）までこれをつけ、平成29年4月20日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年4月及び10月の各20日にその日までの前半か半分を支払います。ただし、半か年に満たない期間につき利息を支払うときは、その半か年間の日割をもってこれを計算します。

- ② 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げます。かかる繰り上げにより、利息の減額は行われません。
- ③ 償還期日後は本投資法人債には利息をつけません。ただし、本投資法人が、償還期日に本投資法人債の投資法人債要項に従った償還を怠ったときは、当該元本及び償還期日までの経過利息について、償還期日の翌日（この日を含みます。）から償還が実際に行われる日又は弁済の提供がなされた旨を公告した日から5銀行営業日を経過した日のいずれか早い方（この日を含みます。）までの期間につき、別記「2 新規発行投資法人債券（20年債）（7）利率」に定める利率による遅延損害金を支払います。

**（9）【償還期限及び償還の方法】**

- ① 本投資法人債の償還金額は、各投資法人債の金額100円につき金100円とします。
- ② 本投資法人債の元金は、平成48年10月20日（以下「2 新規発行投資法人債券（20年債）」において「償還期日」といいます。）にその総額を償還します。
- ③ 本投資法人債を償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げます。
- ④ 本投資法人債の買入消却は、払込期日の翌日以降、別記「2 新規発行投資法人債券（20年債）（18）振替機関に関する事項」記載の振替機関が別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができます。

**（10）【募集の方法】**

一般募集

**（11）【申込証拠金】**

各投資法人債の金額100円につき金100円とします。  
 申込証拠金は、払込期日に払込金に振替充当します。  
 申込証拠金には利息をつけません。

**（12）【申込期間】**

平成28年10月13日

**（13）【申込取扱場所】**

別記「2 新規発行投資法人債券（20年債）（16）引受け等の概要」記載の各引受人の本店及び国内各支店

**（14）【払込期日】**

平成28年10月19日

**（15）【払込取扱場所】**

該当事項はありません。

**（16）【引受け等の概要】**

本投資法人債の引受け等の概要は以下のとおりです。

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	500	1 引受人は、本投資法人債の全額につき共同して買取引受を行います。 2 本投資法人債の引受手数料は各投資法人債の金額100円につき金55銭とします。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	300	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	200	
計	—	1,000	—

**（17）【投資法人債管理者又は投資法人債の管理会社】**

該当事項はありません。



(18) 【振替機関に関する事項】

株式会社証券保管振替機構  
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(19) 【投資法人の登録年月日及び登録番号】

登録年月日：平成24年12月20日  
登録番号： 関東財務局長 第80号

(20) 【手取金の使途】

別記「1 新規発行投資法人債券（10年債）（20）手取金の使途」記載のとおりです。

(21) 【その他】

1. 投資法人債管理者の不設置

本投資法人債は、投信法第139条の8ただし書の要件を充たすものであり、本投資法人債の管理を行う投資法人債管理者は設置されておらず、本投資法人債権者は自ら本投資法人債を管理し、又は本投資法人債に係る債権の実現を保全するために必要な一切の行為を行います。

2. 財務代理人、発行代理人及び支払代理人

(1) 本投資法人は、株式会社みずほ銀行（以下「2 新規発行投資法人債券（20年債）」において「財務代理人」といいます。）との間に平成28年10月13日付イオンリート投資法人第3回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）財務及び発行・支払代理契約証書を締結し、本投資法人債の発行代理人及び支払代理人（別記「2 新規発行投資法人債券（20年債）（18）振替機関に関する事項」記載の振替機関が定める業務規程に定義される発行代理人及び支払代理人をいいます。）としての事務その他本投資法人債に係る事務を財務代理人に委託します。

(2) 財務代理人は、本投資法人債権者に対していかなる義務又は責任を負わず、また本投資法人債権者との間にいかなる代理関係又は信託関係も有していません。

(3) 財務代理人を変更する場合には、本投資法人は予め別記「2 新規発行投資法人債券（20年債）（21）その他 7. 投資法人債権者に通知する場合の公告の方法」に定める方法により本投資法人債権者に通知します。

3. 担保及び保証の有無

本投資法人債には担保及び保証は付されておらず、また本投資法人債のために特に留保されている資産はありません。

4. 財務上の特約

(1) 担保提供制限

本投資法人は、本投資法人債の払込期日以降、本投資法人債の未償還残高が存する限り、本投資法人が国内で既に発行した、又は国内で今後発行する他の無担保投資法人債（ただし、本投資法人債と同時に発行するイオンリート投資法人第2回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）を含み、下記に定める担付切替条項が特約されている無担保投資法人債を除きます。）のために投信法及び担保付社債信託法に基づき担保権を設定する場合は、本投資法人債にも投信法及び担保付社債信託法に基づき、当該資産の上に同順位の担保権を設定します。なお、担付切替条項とは、純資産額維持条項等本投資法人の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約、又は本投資法人が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいいます。

(2) その他の特約

本投資法人債には担付切替条項等その他の財務上の特約は付されていません。

5. 担保権設定の手続き

別記「2 新規発行投資法人債券（20年債）（21）その他 4. 財務上の特約（1）担保提供制限」の規定により本投資法人債に担保権を設定する場合は、本投資法人は、ただちに登記その他必要な手続きを完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告します。

6. 期限の利益喪失に関する特約

(1) 本投資法人は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、本投資法人債権者からの書面による請求を受けた日から5銀行営業日を経過した日に、本投資法人債総額について期限の利益を喪失します。ただし、本投資法人が当該請求を受けた日から5銀行営業日以内に当該事由が補正又は治癒された場合はこの限りではありません。

①本投資法人が別記「2 新規発行投資法人債券（20年債）（9）償還期限及び償還の方法」の規定に違反し、5銀行営業日以内に本投資法人がその履行をしないとき。

- ②本投資法人が別記「2 新規発行投資法人債券（20年債）（8）利払日及び利息支払の方法」の規定に違背し、10銀行営業日以内に本投資法人がその履行をしないとき。
- ③本投資法人が別記「2 新規発行投資法人債券（20年債）（21）その他 4. 財務上の特約（1）担保提供制限」の規定に違背したとき。
- ④本投資法人が本投資法人債以外の投資法人債（当該投資法人債の元利金の返済及び附帯費用の支払原資が特定の資産及びその資産から得られる収益に限定され、本投資法人の有する他の資産には一切及ばない旨の特約が有効に契約されている投資法人債を除きます。）について債務不履行を理由として期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- ⑤本投資法人が投資法人債を除く借入金債務について債務不履行を理由として期限の利益を喪失したとき、又は本投資法人以外の者の発行する社債、投資法人債若しくはその他の借入金債務に対して本投資法人が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、以下の場合は、この限りではありません。
- (a) 当該債務の合計額（外貨建ての場合はその邦貨換算後。なお、(b)に該当するものを除きます。）が10億円を超えない場合。
- (b) 当該借入金債務又は保証債務の元利金の返済及び附帯費用の支払原資が特定の資産及びその資産から得られる収益に限定され、本投資法人の有する他の資産には一切及ばない旨の特約が有効に契約されている借入金債務又は保証債務である場合。
- (2) 本投資法人は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、本投資法人債権者からの請求の有無にかかわらず、本投資法人債全額についてただちに期限の利益を喪失します。
- ①本投資法人が自らについて破産手続開始、民事再生手続開始若しくはその他適用ある倒産手続開始の申立てをし、又は解散（合併の場合を除きます。）の決議をしたとき。
- ②本投資法人が破産手続開始、民事再生手続開始若しくはその他適用ある倒産手続開始の決定、又は特別清算開始の命令を受けたとき。
- ③本投資法人が投資法人としての登録を取り消されたとき。ただし、合併による場合で、合併後の投資法人が本投資法人債上の債務全額を承継する場合は、この限りではありません。
- ④本投資法人の純資産の額が、投信法上の最低純資産額を下回り、内閣総理大臣から投信法第215条第2項に基づく通告を受けた場合で、当該通告に規定された期間内に治癒を図ることができなかったとき。
- (3) 本投資法人債が前二号に従い期限の利益を喪失した場合には、本投資法人は遅滞なくその旨を別記「2 新規発行投資法人債券（20年債）（21）その他 7. 投資法人債権者に通知する場合の公告の方法」に定める方法により公告します。
- (4) 期限の利益を喪失した本投資法人債の元利金は、ただちに支払われるものとしします。
7. 投資法人債権者に通知する場合の公告の方法  
本投資法人債に関して本投資法人債権者に対し公告を行う場合には、法令に別段の定めがあるものを除き、本投資法人の規約所定の方法によりこれを行います。
8. 投資法人債要項の変更
- (1) 本投資法人債の投資法人債要項に定められた事項（ただし、別記「2 新規発行投資法人債券（20年債）（21）その他 2. 財務代理人、発行代理人及び支払代理人(1)」、別記「2 新規発行投資法人債券（20年債）（21）その他 11. 一般事務受託者」乃至別記「2 新規発行投資法人債券（20年債）（21）その他 13. 資産保管会社」を除きます。）の変更は、法令に別段の定めがある場合を除き、投資法人債権者集会の決議を要します。ただし、かかる投資法人債権者集会の決議は、裁判所の認可を受けなければ、その効力を生じません。
- (2) 前号に基づき裁判所の認可を受けた投資法人債権者集会の決議は、本投資法人債の投資法人債要項と一体をなすものとしします。
9. 投資法人債権者集会に関する事項
- (1) 本投資法人債及び本投資法人債と同一の種類（投信法第139条の7で準用する会社法第681条第1号に定める種類をいいます。以下同じです。）の投資法人債（以下「2 新規発行投資法人債券（20年債）」において「本種類の投資法人債」と総称します。）の投資法人債権者集会は、本投資法人がこれを招集するものとし、投資法人債権者集会の日の3週間前までに投資法人債権者集会を招集する旨及び投信法第139条の10第2項で準用する会社法第719条各号所定の事項を別記「2 新規発行投資法人債券（20年債）（21）その他 7. 投資法人債権者に通知する場合の公告の方法」に定める方法により公告します。
- (2) 本種類の投資法人債の投資法人債権者集会は、東京都においてこれを行います。
- (3) 本種類の投資法人債の総額（償還済みの額を除きます。また、本投資法人が有する本種類の投資法人債の金額の合計額は算入しません。）の10分の1以上に当たる本種類の投資法人債を有する投資法人債権者は、法令に定める手続きを経たうえ、投資法人債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を本投

資法人に提出して、本投資法人に対し、本種類の投資法人債の投資法人債権者集会の招集を請求することができます。

10. 投資法人債要項の公示

本投資法人は、その本店に本投資法人債の投資法人債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供します。

11. 一般事務受託者

(1) 本投資法人債に関する一般事務受託者

①本投資法人債を引き受ける者の募集に関する事務（投信法第117条第1号関係）

SMB C日興証券株式会社

みずほ証券株式会社

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社

②別記「2 新規発行投資法人債券（20年債）（21）その他 2. 財務代理人、発行代理人及び支払代理人（1）」に定める財務代理人、発行代理人及び支払代理人に委託する発行及び期中事務（投信法第117条第3号及び第6号関係）

株式会社みずほ銀行

なお、投信法施行規則第169条第2項第4号に規定する投資法人債権者に対する利息又は償還金の支払に関する事務は、社債等振替法及び別記「2 新規発行投資法人債券（20年債）（18）振替機関に関する事項」記載の振替機関が定める業務規程その他の規則に従って支払代理人及び口座管理機関を経由して処理されます。

③本投資法人債の投資法人債原簿の作成及び備置きその他の投資法人債原簿に関する事務（投信法第117条第2号関係）

株式会社みずほ銀行

(2) 本投資法人債に関する事務を除く一般事務受託者（投信法第117条第2号乃至第6号関係）

みずほ信託銀行株式会社

三菱UFJ信託銀行株式会社

三井住友信託銀行株式会社

12. 資産運用会社

イオン・リートマネジメント株式会社

13. 資産保管会社

三井住友信託銀行株式会社

## 第二部【参照情報】

### 第1【参照書類】

金融商品取引法第27条において準用する同法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

計算期間 第6期（自 平成27年8月1日 至 平成28年1月31日） 平成28年4月26日関東財務局長に提出

#### 2【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（平成28年10月13日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第1項並びに同条第2項第5号及び第12号に基づき、臨時報告書を平成28年6月23日に関東財務局長に提出

#### 3【訂正報告書】

訂正報告書（上記2の臨時報告書の訂正報告書）を平成28年9月14日に関東財務局長に提出

### 第2【参照書類の補完情報】

参照書類である平成28年4月26日付の有価証券報告書（以下「参照有価証券報告書」といいます。）に関し、参照有価証券報告書提出日以後本発行登録追補書類提出日である平成28年10月13日（以下「本書の日付」といいます。）までに補完すべき情報は以下のとおりです。

なお、以下に記載の将来に関する事項は、本書の日付現在において本投資法人が判断したものです。また、以下に記載の事項を除き、参照有価証券報告書に記載されている将来に関する事項については、本書の日付現在、その判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

#### 1 国内資産の取得について

本投資法人は、以下の不動産信託受益権2件（取得価額の合計14,120百万円）を取得しました。

物件番号 (注1)	物件名称	所在地	取得価額 (百万円) (注2)	取得日	取得先
RSC-24	イオンモール 苫小牧	北海道苫小牧市	7,840	平成28年9月1日	特定目的会社 メビウスガンマ
RSC-25	イオンモール 小山	栃木県小山市	6,280	平成28年8月29日	イオンリテール 株式会社
合計	—	—	14,120	—	—

(注1) 「物件番号」は、SRSC（スーパーリージョナル型ショッピングセンター）、RSC（リージョナル型ショッピングセンター）、CSC（コミュニティ型ショッピングセンター）、NSC（ネイバーフッド型ショッピングセンター）、SM（スーパーマーケット）、L（物流施設）の商業施設等の類型に基づく区分の分類毎に番号を付したものです。

(注2) 取得価額には、取得に要する消費税及び地方消費税並びに売買手数料等の諸費用を含まない金額（各取得資産に係る売買契約に記載された各信託受益権の売買代金）を記載しています。

#### （イオンモール苫小牧の概要）

物件の名称 : イオンモール苫小牧  
前所有者 : 特定目的会社メビウスガンマ  
所在地 : 北海道苫小牧市柳町三丁目1番20号  
用途地域 : 準工業地域  
延床面積（注） : 71,308.33㎡

（注）「延床面積」は、登記簿上の記載に基づいており、現況とは一致しない場合があります。

(イオンモール小山の概要)

物件の名称 : イオンモール小山  
前所有者 : イオンリテール株式会社  
所在地 : 栃木県小山市大字中久喜字西山1352番3  
用途地域 : 第二種住居地域  
延床面積(注) : ①29,496.83㎡  
②18,375.50㎡

(注)「延床面積」は、登記簿上の記載に基づいており、現況とは一致しない場合があります。

2 国内資産の取得完了について

本投資法人は、平成28年5月31日において、以下の資産の取得が完了しました。

(取得の概要)

物件番号 (注1)	物件名称	所在地	取得価額 (百万円) (注2)	取得先
CSC-1	イオン茅ヶ崎中央 ショッピングセンター	神奈川県茅ヶ崎市	6,410	三井住友ファイナンス &リース株式会社

(注1)「物件番号」は、SRSC(スーパーリージョナル型ショッピングセンター)、RSC(リージョナル型ショッピングセンター)、CSC(コミュニティ型ショッピングセンター)、NSC(ネイバーフッド型ショッピングセンター)、SM(スーパーマーケット)の商業施設の類型に基づく区分の分類毎に番号を付したものです。海外資産については、所在国毎に番号を付すこととし、マレーシアに所在する物件はMと分類した上で、番号を付しています。

(注2)「取得価額」欄は、取得資産に係る売買契約に記載された資産の売買代金(売買手数料等の諸費用を含まず、百万円未満を切り捨てています。)に記載しています。

(取得資産の概要)

物件の名称 : イオン茅ヶ崎中央ショッピングセンター  
前所有者 : 三井住友ファイナンス&リース株式会社  
所在地 : 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎三丁目5番16号  
用途地域 : 工業地域  
延床面積(注) : 63,008.00㎡

(注)「延床面積」は、登記簿上の記載に基づいており、現況とは一致しない場合があります。

3 海外資産の取得完了について

本投資法人は、平成28年9月29日付で、海外不動産保有法人(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第221条の2第1項に規定するものをいいます。)に該当するマレーシア法人であるJMBATAN MANSEIBASHI (M) Sdn. Bhd. (以下「本海外SPC」といいます。)の発行する株式(以下「本海外SPC株式」といいます。)の取得を完了し、本海外SPCによるイオンモール セレンバン 2 (AEON MALL SEREMBAN 2) (以下「本海外不動産」といいます。)の取得が、平成28年9月30日付で完了しました。

(1) 本海外SPCの発行する株式と取得の概要(注)

	①本海外SPC株式の取得時	②本海外SPCの1回目追加増資時 (本海外SPCが海外不動産の売主に 手付金相当の金額を支払うとき)	③本海外SPCの2回目追加増資時 (本海外SPCが海外不動産の売主か ら引渡しを受けるとき)
取得資産	本海外SPC株式2株	本海外SPCが追加発行する 株式34,000,000株	本海外SPCが追加発行する 株式205,110,000株
取得価額	2RM (56円) (RMとは、マレーシア・リ ンギットをいいます。以下 同じです。)	34,000,000RM (954,761,169円) (海外不動産の取得価額の10%に相 当する金額に諸経費を加えた金額)	205,110,000RM (5,097,430,515円) (海外不動産の取得価額の90%に相 当する金額に、当該取得価額に係る 物品・サービス税を加えた金額)
取得日	平成28年4月26日	平成28年5月10日	平成28年9月29日
取得先	マレーシア在住のマレーシ ア人2名より各1株	本海外SPCによる追加発行の際に引 受け	本海外SPCによる追加発行の際に引 受け
取得資金	自己資金	自己資金	自己資金及び借入れ

(注) 本投資法人が保有する本海外SPC株式の対価は、イオンモール セレンバン 2の取得対価の他、本海外SPCの設立及び運営費用を含んだ金額であり、上記①②③の合計で、239,110,002RM (6,052,191,748円) となります。

(2) 本海外SPCが取得した海外不動産

物件 番号	物件名称	所在地	取得価額 (百万円) (注)	取得先
M-2	イオンモール セレンバン 2 (AEON MALL SEREMBAN 2)	マレーシア国 ヌグリスンビラン州	5,252 (215百万RM)	Swiss Advanced Technology Institute (M) Sdn. Bhd.

(注) 本投資法人が本海外SPCを通じて、Swiss Advanced Technology Institute (M) Sdn. Bhd. より215百万RMにて取得していますが、当該金額は、当該不動産等の取得に要した諸費用(仲介手数料、租税公課等)を含まない金額(売買契約書等に記載された売買代金等)です。また、RMの円貨換算は、平成28年9月30日の為替相場(1RM=24.43円(小数点第3位を切捨て))を用いています。なお、RMについては外国為替公示相場がないため、みずほ銀行の参考相場を用いています。

(取得資産の概要)

物件の名称 : イオンモール セレンバン 2 (AEON MALL SEREMBAN 2)  
 前所有者 : Swiss Advanced Technology Institute (M) Sdn. Bhd.  
 所在地(注1) : Geran No. Hakmilik 145168, Lot No. 27052, Bandar Seremban Utama, Daerah Seremban, Negeri Sembilan, Malaysia  
 用途地域(注2) : 商業地域 (Commercial Zone)  
 延床面積(注3) : 81,135.00㎡

(注1) 「所在地」は、権利証書 (Issue Document of Title) に記載される権限明細 (Title particulars) (複数ある場合にはそのうちの一所在地) を記載しています。

(注2) 「用途地域」は、一般財団法人日本不動産研究所作成の不動産鑑定評価書に基づいて記載しています。

(注3) 「延床面積」は、株式会社竹中工務店作成の建物状況調査報告書に基づいて記載しています。

4 熊本地震の影響並びに一時利益超過分配及び無償減資の実施

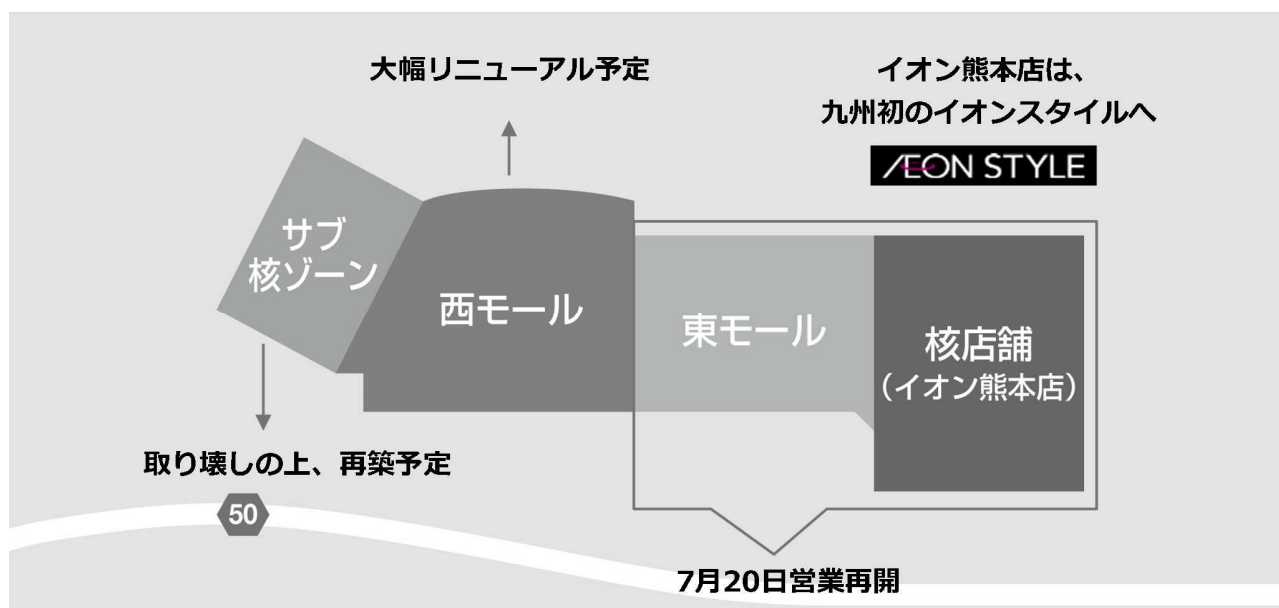
(1) 熊本地震の影響

本投資法人及びその資産運用会社であるイオン・リートマネジメント株式会社(以下「本資産運用会社」といいます。)は、平成28年熊本地震により、液状化による基礎沈下、天井及び設備機器等の落下や床タイル及び外壁破損等の大きな被害を受けたイオンモール熊本について、イオンモール株式会社をはじめとするグループ会社のサポートを受けながら早期の復旧に向けて取り組んできました。

また、今回の復旧において資産価値向上と、より魅力的で安全な最新鋭のモールへと再生するべく、スポンサーグループであるイオンモール株式会社とともに大幅なリニューアルを検討していくことで合意しており、収益向上を図っています。

イオンモール熊本の被害状況概略等は以下のとおりです。平成28年7月期末のイオンモール熊本の帳簿価額は、前期末帳簿価額13,443百万円に対し、減価償却費177百万円、固定資産除却損828百万円、資本的支出1,233百万円を計上した結果、13,670百万円となりました。本投資法人は、イオンモール熊本の復旧に際し、平成28年7月期に、災害

による損失を1,489百万円、災害損失引当金繰入額を3,755百万円計上したことなどにより、1,627百万円の当期純損失を計上しました。



	サブ核ゾーン	西モール	東モール	核店舗 (イオン熊本店)
被害状況概略	液状化による基礎沈下 天井落下 間仕切壁倒壊 床タイル破損 等	液状化による基礎沈下 壁・天井落下 床タイル破損 設備機器落下 等	天井落下 床タイル破損 等	天井落下 設備機器落下 外壁破損 等
営業の状況	営業休止中	営業休止中	平成28年7月20日営業再開済	1階：平成28年4月20日営業再開済 2階：平成28年7月20日営業再開済
第7期計上額	—	—	資本的支出1,222百万円	
	災害による損失 (除却損) 827百万円 災害損失引当金繰入額 145百万円	災害損失引当金繰入額 3,610百万円	災害による損失 (原状回復費用) 657百万円	

(2) 一時利益超過分配について

本投資法人は、上記平成28年熊本地震の影響もあり、第7期において投資口1口当たりの利益分配金は0円となりましたが、利益分配が実施できないという状況に鑑み、本投資法人の規約第35条第2項に基づき、平成28年7月期(第7期)の減価償却費3,169,187,126円の60%である1,901,512,275円のうち、1,898,727,150円を、利益を超える金銭の分配(税法上の出資等減少分配に該当する出資の払戻)として分配することとしました。

(3) 無償減資について

本投資法人は、平成28年9月14日開催の役員会において、投資信託及び投資法人に関する法律第136条第2項に定める無償減資により、当期末処理損失の処理案を以下のとおり決議いたしました。

①目的	第7期に発生する損失を翌期に繰り越さず、第8期以降は利益分配が可能な状態にするためです。
②減少の方法	投資信託及び投資法人に関する法律第136条第2項に定める無償減資の規定によります。
③減少する出資総額	当期末処理損失の額△1,626百万円
④減少する発行済投資口の総口数	払戻しを行わないため、発行済投資口の総口数に変更はありません。
⑤減少等のスケジュール	平成28年7月期（第7期）の金銭の分配に係る計算書にて、出資総額等から控除して処理します。

5 本投資法人における人事異動

平成28年5月24日付で河原健次が執行役員を退任、平成28年5月25日付で塩崎康男が執行役員に就任しました。

6 本資産運用会社における人事異動

本資産運用会社は、平成28年5月26日開催の株主総会において、新たな取締役及び監査役の選任についての議案を、平成28年9月28日開催の株主総会において、新たな監査役の選任についての議案を決議しました。その結果、平成28年5月26日より、本資産運用会社の取締役として大楠泰司及び中島陽朗が、監査役として加藤博がそれぞれ新たに就任し、平成28年9月28日より、監査役として小林伸明が就任しています。また、平成28年5月26日開催の株主総会後に同日開催された取締役会にて、塩崎康男及び塚原啓仁が、それぞれ、代表取締役社長及び専務取締役に選任されています。

(平成28年5月26日付異動)

役職	就任	退任
取締役	大楠 泰司	河原 健次
取締役（非常勤）	中島 陽朗	原口 恒和
監査役（非常勤）	加藤 博	岩原 俊郎

(平成28年9月28日付異動)

役職	就任	退任
監査役（非常勤）	小林 伸明	加藤 博

本書の日付現在の本資産運用会社の役員の状況は以下のとおりです。

代表取締役社長	塩崎 康男
専務取締役	塚原 啓仁
取締役	有阪 哲哉
取締役	大楠 泰司
取締役（非常勤）	平松 弘基
取締役（非常勤）	中島 陽朗
監査役（非常勤）	小林 伸明

また、本資産運用会社は、平成28年5月26日付で、重要な使用人について以下のとおり変更しました。

氏名	新役職名	旧役職名
山本 宗明	投資運用部長 兼 資産管理部長	投資運用部長



## 7 資金の借入れ状況

本投資法人は、参照有価証券報告書提出日以降、本書の日付現在までの間に、一定の借入れ等を行っており、下表は、本書の日付現在における本投資法人の借入れ及び投資法人債に係る債務（以下「有利子負債」といいます。）の概要です。

（単位：百万円）

	平成28年1月 31日時点	本書の日付現在	増減
短期借入金（注1）	—	—	—
長期借入金（注2）	73,400	117,300	43,900
借入金合計	73,400	117,300	43,900
投資法人債	2,000	2,000	—
借入金及び投資法人債の合計	75,400	119,300	43,900
その他の有利子負債	—	—	—
有利子負債合計	75,400	119,300	43,900

（注1）短期借入金とは借入日から返済期日までが1年以内の借入れをいいます。

（注2）長期借入金とは借入日から返済期日までが1年超の借入れをいい、1年以内に返済予定の長期借入金も含まれます。

### 第3【参照書類を縦覧に供している場所】

イオンリート投資法人本店

（東京都千代田区神田錦町一丁目2番地1）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）